

令和8年度デジタルクリエイティブ人材育成施設 tsukurun 企画・運営業務 仕様書

1 業務の名称

令和8年度デジタルクリエイティブ人材育成施設 tsukurun 企画・運営業務

2 施設設置・運営の趣旨・目的

群馬県では、人口減少や産業構造の変化を見据え、若者の定着と県内経済の活性化につながる「デジタル・クリエイティブ産業」の創出を目指している。この産業を生み出すため、「人材の育成・集積」「企業誘致・産業創出」「魅力発信・活動支援」の三つの柱を中心に取組を進めている。さらに、エコシステムを構築し、循環させることにより、デジタル・クリエイティブ産業を群馬県の新たな産業の柱へと育て、県を「クリエイティブの拠点」とすることを目指している。

人材育成の取組として、令和4年3月に小中高生が無料で利用できる拠点「tsukurun」を設置した。本施設は、利用者の自主性を尊重し、一人ひとりの能力やスキルに応じた学びを支援するものである。こうした取組を通じて、デジタルスキルを備え、新たな価値を創造する人材（以下「デジタルクリエイティブ人材」という。）を育成することを目的としている。

さらに、県内どこにいても無料でデジタルクリエイティブを学べる環境を整えるため、サテライト展開を推進している。「tsukurun」は旗艦施設としての役割を担い、またアルメニア発の人材育成プログラムを導入した「TUMO Gunma」と連携し、より体系的・効果的な人材育成を図るものである。

※デジタル・クリエイティブ産業：「デジタル」と「クリエイティブ」を融合させ、「人を魅了するワクワクする付加価値」を創造する新たな産業

※エコシステム：人材・企業・情報が循環し、産業が持続的に成長する仕組み

3 業務の方向性

本施設では「習うより慣れよう、学ぶより遊ぼう」をキーワードに、最先端のソフトや機材に気軽に触れ、「遊んでいたらできるようになっていた」という体験を提供する。さらに、第一線のクリエイターなどによる講演やワークショップで創造力を刺激し、利用者同士が学び合うコミュニティを育むことで、デジタル技術を楽しみながら身につける環境を整える。

また、旗艦施設として、サテライトや出張講座と連携し、県全体にデジタルクリエイティブの学びの輪を広げる。

（1）育成手法

- ・ゲーム（eスポーツ含む）やアニメなど、小中高生が興味を持つ分野を題材に、3DCG、VR、ゲームエンジン等を活用した創作活動を通じて、新しいデジタル技術に即座に取り組める体験型学習を提供。
- ・講演やワークショップでは、第一線のクリエイターから直接学び、発想力を刺激する機会を創出。

（2）人材育成を支える環境

- ・利用者が持続的に学ぶモチベーションを維持できる仕組みを構築。
- ・利用者同士が相互に人間関係を築き、教え合うことでスキルを高める環境を整備。
- ・定期的にtsukurunに通うことが難しい利用者向けに出張講座を実施し、県内どこでも学べる機会を提供。

（3）施設の役割

- ・旗艦施設として、県内サテライトを牽引し、サテライトや出張講座と連動し、県全体でデ

ジタルクリエイティブ人材育成を広げるハブとして機能。

- ・TUMO Gunma との連携により、人材育成システムの相乗効果を発揮。

4 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 施設の概要

添付資料1のとおり。

6 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりとし、具体的な人材育成内容、ソフト等については、県と委託事業者が相談しながら進めるものとする。

(1) 管理・運営業務

ア tsukurun の利用に関する受付・案内業務

- | | |
|---------|---|
| ・開館日・時間 | 月、水、木、金 15:00~20:00 (勤務時間 14~21 時)
土、日、祝日 10:00~18:00 (勤務時間 9~19 時)
※学校等の夏休み期間及び冬休み期間は、平日 13:00~18:00 |
| ・利用対象者 | 県内在住又は在学の小中高生 |
| ・利用料 | 無料 |

イ 利用者情報の管理 (登録者数、日別利用者数等を記録すること)

ウ 消灯、戸締り、鍵の管理

エ PC 等機材 (添付資料2のとおり) の保守・管理 (利用者の機材・ソフト使用状況について記録すること)

オ 建物内の清掃作業 (開館前に毎日実施。委託も可。)

カ ホームページの更新作業、SNS (X、Facebook、Line) 等による広報、必要な素材の作成。SNS等については適切に運用を行うこと。

キ 利用者増大のための企画・運営業務 (利用者アンケート等による利用者意見を、企画・運営に反映すること)

ク 必要に応じて、各種視察・施設案内などに対応すること

ケ その他、tsukurun の運営・管理に必要なこと

(2) 人材育成業務

以下のデジタル分野を軸に人材育成・指導を行う。なお初心者から中上級者まで、それぞれのスキルに合わせて楽しんで学ぶことができる人材育成が行われることが必要であり、スキルの到達度合いを評価するシステムとして、tsukurun バッジシステムを運用すること。なお、以下の 人材育成内容、ツール等に加えて、別の提案も可とし、最終的には県と委託事業者が相談の上、決定するものとする。

ア 3DCG

- ・体験内容：モデリング、シェーディング、リギング、アニメーション等
- ・ツール例：Blender、Zbrush、MAYA、3ds Max、Mudbox 等

イ ゲームプログラミング

- ・体験内容：プログラミング理論の基礎から、ゲームの動きを付ける演算等

- ・ツール例：Unreal Engine、Unity、Scratch、Roblox 等

ウ 2 D C G

- ・体験内容：デジタルツールを使った絵画、ペントラブ、デジタル作画等
- ・ツール例：CLIP STUDIO PAINT、Adobe Photoshop、Adobe Illustrator、Adobe Fresco 等

エ VR、VFX

- ・体験内容：VR空間上での創作、映像合成技術、視覚効果等
- ・ツール例：Open Brush、VRChat、Adobe Premiere Pro、Adobe Animate、Adobe Character Animator、Adobe After Effects、OBS Studio 等

オ 映像編集、DTMスキル

- ・体験内容：映像編集、BGM、効果音作成 等
- ・ツール例：Adobe Premiere Pro、Studio One 5 Professional、初音ミク NT 等

カ 生成AIスキル

- ・体験内容：ア～オのスキルへの生成AI活用、基礎リテラシー習得 等
- ・ツール例：Chat GPT、Gemini 等

【目標】「tsukurun バッジシステム」のブルーカード達成者数を200人以上 (R9.3末時点)

※tsukurun バッジシステム：施設利用やスキル認定などによりポイントを寄与し、そのポイントによりカードランクが昇格するシステム

(3) 人員配置

2人以上のスタッフを常駐させ、全分野の初歩的なスキルを教えることができる体制を構築すること。

(4) 自主企画の実施業務

利用者のスキルアップ及び上記デジタルスキルの獲得を促すためのイベントを企画・運営する。初級者から中級者へのステップアップ型講座（クリエイティブクエスト）の継続実施に加え、経験者に向けたスキルアップを目指す連続講座等の形での実施が望ましい。(月4回以上)

また、デジタル関連分野に進学・就職したtsukurun卒業生との交流イベントの実施も検討すること。(年1回以上)

(5) 外部講師企画の実施業務

デジタルに係る様々な技術分野の第一線で活躍しているクリエイター等から直接学ぶことができるよう、外部講師を招聘したイベントの企画・運営を行う。多様な視点を子供達に学ばせる内容であるとともに、多くの集客が見込める企画を実施すること。実施後はイベントの様子を群馬県公式YouTubeチャンネル「tsulunos」でアーカイブ動画の配信すること。また、必要に応じて各サテライト拠点で視聴可能にするための配信を行うこと。(月1回以上)

(6) 出張講座の実施業務

定期的にtsukurunに通うことが難しい県内小中高生に対して学習機会を提供するために、県が指定した市町村などに必要な機材（ノートPC、VRヘッドセット等）とともに講師を派遣し、デジタル技術に関する基礎的な講座を以下のとおり実施すること。

なお、講座内容については、各実施希望者と調整のうえ決定するものとする。

ア 県が指定した市町村などの出張講座

- ・定員10名程度の出張講座を、年20回程度実施すること。

- イ 県が指定した市町村 3 か所での定期的な出張講座
 - ・定員 20 名程度の出張講座を、月 1 回程度（年 10 回程度）実施すること。
※イの実施に当たっては、受講者を確保するための広報（チラシ作成、SNS 発信、学校・地域への周知等）を行うものとする。

（7）旗艦施設としての実施業務

tsukurun のサテライトに対して、県全体でのデジタルクリエイティブ人材育成のレベルを確保するために支援業務を行うこと。以下の支援内容等に加えて、別の提案も可とし、最終的には委託事業者と相談の上、決定するものとする。

- ア tsukurun で実施するイベント・講義等のオンライン配信業務
- イ サテライト企画・運営に対する相談業務
- ウ tsukurun の機材等の貸出調整業務

（8）TUMO Gunma との連携業務

TUMO Gunma との連携業務、合同講座等の業務を検討し、実施すること。

（9）その他

県が必要とする施策に係ること。

7 成果品

（1）月例報告

本事業に係る実績報告を作成し、翌月 10 日まで（契約期間満了日の属する月については、契約期間満了日まで）に報告すること。

（2）勤務実績表

本事業に従事した職員の勤務実績表を作成し、翌月 10 日まで（契約期間満了日の属する月については、契約期間満了日まで）に報告すること。

（3）事業報告

事業終了後速やかに、事業実施の成果をまとめた事業報告書を提出すること。なお、事業報告書は公開を前提とする。

（4）成果物

本委託事業内で制作した素材・データ等の成果物については、編集可能な状態で納品を求める場合がある。

（5）随時報告

その他、月例報告、事業報告とは別に実績や進捗状況等に関する報告を求める場合がある。

8 その他

- ・本業務の成果は、全て群馬県に帰属する。
- ・本仕様書に記載のない事項等については、その都度、群馬県との協議により決定する。